

# 上代に見える丁寧語「侍り（はべり）」について

## A Study of the Honorific “Haberī” for Listeners in Documents of the Nara Period

宮川 久美  
MIYAGAWA Hisami

キーワード：侍り，丁寧語，聞き手尊敬，被支配待遇

Key Words: “Haberī”, Honorifics, Polite Language, Addressee Honorifics

### 1. はじめに

「侍り」は、本来貴人の前に伺候する意である。そこから、実際に貴人のそばに伺候していなくても尊者への尊敬の意識から「尊者の支配のもとに存在する」と表現する用法が現れたとされる。このような用法を石坂正蔵氏は「被支配待遇」と名付けた<sup>注1)</sup>。

また森野宗明氏<sup>1)</sup>は、正倉院古文書<sup>注2)</sup>の「依為妻病 今間患苦侍」「父尊者者之等乃末鳴恋侍」といった例について、「存在」の意味を完全には捨象していない、身内主語である、という二点から、被支配待遇—謙讓表現の段階からは出ていないとしている。

被支配待遇から丁寧語に変化した「侍り」の出現は900年前後とされ、『竹取物語』の「燕は巢くひ侍る」や「駿河の国にある山なん、この都も近く、天も近く侍る」、『古今和歌集』詞書の「さくらの花の散り侍けるを見てよみける」の「侍り」がその例とされることが多い<sup>注3)</sup>。

しかし、森山由紀子氏は、先行研究<sup>注4)</sup>を踏まえた上で、『古今和歌集』の諸本間の異同の分布と意味分類を対照することによって、『古今和歌集』詞書の「はべり」のうち「人の存在」の意味をもたない「はべり」はすべて書写段階の混入であるとし、『竹取物語』の例についても、後世の混入の可能性を指摘している<sup>2)</sup>。ただし、手紙引用部の1例のみは、『伊勢物語』の他の1例とともに本来被支配待遇であった「はべり」が、900年当時すでに対人コミュニケーション場面に転用されていたことを明確に示す例として位置づけられるとする<sup>3) 注5)</sup>

このように、「侍り」の丁寧語化は、早くとも900年頃、とされているのであるが、すでに奈良時代から丁寧語化した「侍り」があったのではないか、本稿では、正倉院文書の中に見られる丁寧語と思われる「侍り」の例を挙げてそのことを証したい。

### 2. 検証

正倉院文書の原文を  で囲い、その現代語訳を  で囲って示した。

( ) 内に所属と『大日本古文書（以下、大日古と略す）』の巻/頁を示した。

#### 2-1 若し便使侍らば

次の手紙は石山寺の僧正美から奈良の下道主にあてたものである。<sup>しものみちぬし</sup>

謹通 下案主御所

奉別以来、経数日、恋念堪多、但然当此節、撰玉体耶可、但下民僧正美者、蒙恩光送日如常、但願云可日、玉面参向奉仕耶、

一 佐官尊御所申給、勢多庄北辺地小々欲請、又先日所進大刀子、若便使

侍者、付給下耳、若无、後日必々請給、

春佐米乃 阿波礼

天平宝字六年潤十二月二日

下僧正美謹状

(続修別集 48 断簡 10 5/328~329)

謹んで下の案主の御所にお手紙を差し上げます。

お別れて以来数日を経て恋しい思いでいっぱいです。この時節、お元気でいらっしゃいますか。拙僧正美はおかげさまでいつも通りの日々を送っております。是非またお目にかかりたいものと存じます。

一 主典様に申し上げてくださって、瀬田庄の北あたりの土地を少々わけていただきたいと思ひます。また先日お貸しいたしました大刀子ですが、もし便使がございましたら、それに託してください。もしなければ、後日、必ず必ずうけとらせていただきとうございます。

はるさめの あわれ

天平宝字六年潤十二月二日

下僧正美謹んでお手紙さしあげます

正美は石山寺の僧である。東大寺の良弁の命により、天平宝字5(761)年12月から大増築がおこなわれ、同6(762)年の8月にほぼ完成した。造営のために造東大寺司の下部機関として造石山寺所が設けられ、その責任者(別当)は造東大寺司の主典安都雄足が兼務した。石山寺造営にかかわる書類が正倉院文書の中に多数残されている。それによれば、造石山寺所は石山寺から米を借り、少しずつ返済していたことがわかる。正美は時々その検納にあたっている。そのほか、正美は、斧を貸してほしいという書状や、太平という秤を貸して欲しいという書状を造石山寺所に送っている。宛名の「下案主」は下道主である。下道主は安都雄足の信頼厚い配下で造石山寺所の現場の責任者(案主)を務めていた。そのようなわけで、二人は親しくしていたのだと思われる。残務整理のため、石山寺完成後も石山に居残っていた道主も12月の中頃までに奈良に帰り、その半月ほど後の書状である。瀬田庄の北あたりの土地を少し分けてもらいたいのので安都雄足に取り次いでほしいということと、先日貸した大刀子を返して欲しいことを言っている。内容は事務文書ではなく、プライベートな手紙で、手紙文の定型に則って鄭重にしたためられている。勢多(現在の滋賀県大津市瀬田)には東大寺の庄(莊園)があり、安都雄足の宅(私的経済活動の拠点)もあったので、便宜をはかってもらうこともあり得ただろう。

「若便使侍者」は「もし便使はべらば」と読み、「もし便使がございましたら」の意味である。その反対が「若无」すなわち、「もし、無くは」(もし無ければ)である。便使は、ちょうどこちらに来るついでの使いのことであり、道主側のものであるから「侍らば」は謙譲語ではない。手紙の宛所である道主がすなわち聞き手であるが、道主と正美は所管・被管の関係にはなく、礼儀として丁寧な物言いをしているに過ぎない。事務的文書なら「有者」、<sup>なくは</sup>「无者」の対でよいところを、「ございましたら」と丁寧に表示するため「侍者」と表現したのである。

## 2-2 雄足障侍る故に依りて

次の文書は安都雄足が少僧都慈訓の所にあてたものである。

奉写經所解 申奉請仁王經疏事	「少僧都所」
合奉請仁王經疏一部	
右、 <u>依侍雄足障故</u> 、不得専参向、仍附舍人阿刀乙万呂、令奉請如件、謹解、	
天平宝字六年十二月廿四日主典	
(続々修4ノ21断簡(1))	16/105~107)

奉写經所が解しあげます。仁王經疏を請い奉る事を申しあげます。「少僧都所」合わせて仁王經疏一部を請い奉ります。

右、雄足は差し支えがございますので、何をおいても参上すべきではありませんが参り向かうことができません。よって舍人阿刀乙万呂に託して、請け奉らせること以上の通りです。謹んで申しあげます。

天平宝字六年十二月二十四日主典

これは、奉写経所において本経として必要なので仁王経疏を借してほしいと少僧都慈訓の所をお願いする内容である。本来ならば何をにおいても私が参上すべきところですが、差し支えがございまして使いの者をうかがわせます、というのは、現代も同じ挨拶の言葉である。通常、「障り有り＝差し支えがある」という表現について、雄足は

①道守正身若障有者（雄足から上馬養<sup>かみのうまかい</sup>宛の事務文書）「道守の正身、もし障りあらば」

②若有障公事者（雄足から御書所宛の事務文書）「もし公事に障りあらば」

のように、「有障」または、「障有」で「さわりあり」と表現している。漢文の正しい語順としては「有障」であるが、語順の間違ひは彼に限らず多々見られる。

① ②の文書、全体を以下に示す。

①

牒 経所案主上公所

一切経目録〈先後四巻〉

右、為奉今見、少僧切要、宜承知状、以明日卯時、於法華寺西南角令持可参相、道守正身若障有者、上毛野名方万呂参耳、今具状、以牒、

二月十六日雄足

(続々修 16ノ4断簡 15 14/309)

牒す 経所<sup>あんずかみ</sup>の案主上(馬養)の公所へ

一切経目録〈先後四巻〉

右は、今、見奉る為に、少僧都がとても必要とされている。宜しく状を承知して、明日の朝六時に、法華寺の西南角に持たせて参上しなさい。道守(上馬養)本人がもし差し支えがあるならば上毛野名方万呂が参上しなさい。今事情を詳しく述べて命じます。

二月十六日雄足

②

東寺写経所牒 御書所

合請経師装演並陸人

難破高屋 田上嶋成 子部多夜須

丸部人主 荊嶋足 穴人百村

右、被大保去八月廿一日宣稱、以先経師并浄衣等、令奉写金剛般若経一千二百巻者、謹依宣旨、件人等所請如件、乞察此状、令齋浄衣早赴寺家勘所、若有障公事者、令返上浄衣、仍具状以牒、

天平宝字二年九月廿二日主典正八位上安都宿祢

(続々修 18ノ6断簡 3 (1) 裏 17/173~174)

東大寺写経所牒す 御書所へ

合わせて経師装演あわせて六人を請う。

難破高屋 田上嶋成 子部多夜須

丸部人主 荊嶋足 穴人百村

右は、大保の去る八月廿一日の宣を被るにいわく、先の経師ならびに浄衣等を以て、金剛般若経一千二百巻を写させようとのこと。謹んで宣の旨に依って、件の人等を請うところ先に述べたとおり。此の状を察し、浄衣をもたせて早く寺家勘所に赴きなさい。もし公務に差し支えがあるならば、浄衣を返上させなさい。よって事情を詳しく述べて命じます。

天平宝字二年九月二十二日主典正八位上安都宿祢

これらは、「有障」または、「障有」で「さわりあり」とするが、2-2の解文は、読み手が高位の僧である少僧都であるため、「差し支えがございます」という丁寧な表現がそのまま「侍障」という文字になったものである。

安都雄足以外の人にも「差し支えがある」は「有障」と表現する。次の文書は、安都雄足が奈良の造東大寺司にあてたもので、引用された山代野守の言葉に「依有私障故」とある。

③

造石山院所解 申未到鑄工事

秦中国 狛皆万呂

右、依司牒旨、以廿七日、可向於院、然以今日巳時、僅山代野守参、款云、秦中国等者、依有私障故、今明日間留奈良者、因此件野守者、不得用度勘申者、然件御鏡可作有期、無可怠延、事大早速、加以教有仰給、仍附返向仕丁、更請處分如前件、今具状、以解

付仕丁阿刀乙万呂

天平宝字六年三月廿九日巳四点 主典安都宿祢

(続々修 18ノ3断簡 4(4) 15/163~183)

造石山院所が申し上げます。未だ鑄工が来ないことを申し上げます。

秦中国 狛皆万呂

右の者は、司の牒の旨に依って二十七日を以て、院に向かうことになっています。それなのに今日の十時に、わずかに山代野守がやってきて、事情を説明して言うには、「秦中国等は、プライベートな差し支えがあるという理由によって、今日明日の間は奈良に留まる」と。「此れに因って件りの野守は、用度を勘定して申すことができません」と。しかし、件りの御鏡は作るべき期限が有ります。怠って延すわけにはいきません。事は大いに早速ぎます。そのみならず何度も仰せ給うことが有ります。よって更に返し向かわず仕丁に附して、ご処置を請うこと、前に述べたとおりです。今、詳しく事情を記して、以て申し上げます。仕丁阿刀乙万呂にもたせる

天平宝字六年三月二十九日巳四点 主典安都宿祢

次の文書は天津大浦が安都雄足に当てた書状である。

④

大浦誠恐誠惶謹啓

応進上物事

右、前蒙恩沢延期已訖、然為進件物遣因播使、今以消息且到来語云、依檢校官物相送長官入奥郡、仍少々在物不堪取備、但思量、九月中旬応進上、仍且消息告上者、今期限已過、両言欲加、然不在此物之外、更無進由、仍不忍心、敢捧醜状、望請我主尊幸愍是貧闕

之時、然則今月廿日以前必将進送、又為

催此物差使、今更馳遣耳、片時無忘怠、伏地流汗愧、更何申万段、頓首死罪死罪、大浦專応申消息、忽有障故不得自参、伏亦悚灼頓首頓首、謹状

宝字二年九月四日天津大浦状

謹上 東大寺貴人(殿人)

○奥裏ニ、ウハ書「謹上 東大寺安刀殿門」(未収)及ビ封墨痕アリ

(続修 46断簡 4 4/300~301)

大浦誠に恐れ誠に惶れ謹んで啓しあげます

進上すべき物の事

右、前に恩沢ご恩を蒙ってすでに延期していただきました。ところが件の物を進たてまつるために因播に使を遣わしたのですが、今報告を持ってとりあえずやってきて言うには、「官物

を調べて送る長官が奥郡に入っていて、そのため、少々在物を取り備えることができない、但し、いろいろ考えますと、九月中旬には進上することができるだろう、それでとりあえず報告を申し上げます」と。今すでに期限を過ぎており、またお約束を違えることとなります。しかし、此の物のほかにはないのです。まったく差し上げる方法がありません。それで耐えがたくも敢えてこのようにぶざまな状をさしあげます。望み請うことには我が主様、この貧欠の時をあわ慰れみくださいますように。そう致しましたらすぐに今月二十日以前には必ずお送り申しあげます。又、此の物を催促して使いを差し、今更に馳せ遣します。片時も忘れ怠ることはありません。地に伏し恥じ入って汗を流し、更に何をか申しあげることがありましよう。頓首死罪死罪、何をおいても大浦自らご報告申すべきであります、にわかに差し支えがある故に自ら参ることができません。伏して亦恐れ入っております。頓首頓首、謹んでお手紙差し上げます。

宝字二年九月四日大津大浦しるす

謹上 東大寺貴人（殿人）

奥裏上書「謹んで奉る とうだいじあ と 東大寺安刀殿門」

「誠恐誠惶謹啓」で始まり、進上すべきものについて、すでに一度延期してもらったその期限も過ぎることを鄭重にわびる私的な手紙である。本人が何をおいても自ら報告すべきであるのに差し支えがあつて自ら参ることができないと述べている。書き出しからして、たいそう鄭重な手紙であるにも拘らず、雄足のように「侍障」などとは言わない。「障り有り」のかわりに「障り侍り」というのは日本語の表現がそのまま文字で表現されたものであり漢文ではない。大津大浦は代々の陰陽道の家柄で陰陽頭もつとめた人である。雄足とは漢文の学識が違うので、いくら鄭重に表現するにしても「侍障」とは表現しないのである。「誠恐誠惶謹啓」「頓首死罪死罪」「頓首頓首」などの謙讓表現は、普通の手紙文に用いるには非常に大げさで、中国的「礼」を本当にわきまえたものではない、と指摘されてはいる<sup>4)</sup>が、まがりなりにも中国の書儀にならったものである。

以上のように「差し支えがある」は「有障（または障有）」と書くが、雄足は「差し支えがございます」と言いたいがために「侍障」としたのである。「侍り」は「人の存在」ではなく、「障－差し支えの存在」だと考えられる。「障」はその人の差し支えであるが、それを理由に、2-1の「若し便使侍らば」という例がある時代において、「身内主語」だと強いて言う必要はないと考える。

### 2-3 甚だ寺内の事鬱しく侍り

謹白 欲請消息事

以昨日自田舎参来侍、此甚寺内事鬱侍、又三嶋稻万呂来哉否哉、若未来者、迅泉向將去、若来者、先其消息将聞、其状付還使伝遣、又仕丁友足食料米八升二合、即付友足給遣、又随宣遣御事將□□□注状、謹白、

三月十一日安〔刀〕預参状

(続々修 44ノ10 断簡 12裏 25/241)

謹んで申しあげます。ご連絡をいただきたいことを。

昨日、田舎より参り来ております。甚だ寺の内の事がはっきりいたしません。又、三嶋稻麻呂は来たのか来ていないのか。もしまだ来ていないのならはやく泉へ向かわせ、もし来たならば、先ず其の報告を聞きたい。其の状を還使に付して伝え遣わしてください。又仕丁友足の食料、米八升二合は、そのまま友足に付して給し遣わしてください。又、おっしゃってよこされましたとおりに、御事  します。事情をしるして謹んで申しあげます。

〔天平宝字二年〕三月十一日 安刀預参しるす

上の文書は、造東大寺司の主典である安刀預参が誰に宛てたかはわからないが、あれこれ

と指示・報告しているものである。「謹白」ではじめて「謹白」で書き留めている。昨日田舎から参り来たばかりのため、「甚寺内事鬱侍」といっている。「鬱」は「おぼぼし」すなわち、ぼんやりしている、はっきりしない、という意味である。「寺内事」が「鬱侍」の主語であると考え、被支配待遇の「侍り」ではなく丁寧語と考えることが可能である。これをあえて、主語を安刀預参として、「寺の内のごことがぼんやりしている、よくわからない状態で居る」として「人の存在」の意味を見る必要はないと考える。

## 2-4 参上苦侍

次の手紙は天平勝宝 6 (754) 年に下道主から奈良の道守（上馬養）<sup>注6)</sup> にあてたものである。内容は公務も含まれるが私的なものである。

謹啓 道守尊左右  
 一進上経師等借用銭帳一紙、  
 一葛井判官（根道）大夫米事文一紙、〈即可進給〉  
 一別当佐官岡田米春得員文一紙、  
 一令奉請方広経一卷、〈奉入即本経櫃〉右、道主私所十一日以来欲令奉請、  
 一先日佐官大夫仰遣氷魚、依不所取、不得買進上、若不此他物求進上哉、  
 仰<sup>注7)</sup> 請処分、仰可遣、  
 一院散雑物、依取収事不得、今明日間参上苦侍、但進上仕丁等、待後日可  
 向、乞火急可返却遣仕丁并舍人、  
 十二月八日辰時下道主  
 （続修 49 断簡 8 (2) 16/24~25)

謹んで啓しあげます。道守の尊の左右  
 一、経師等の借用銭帳一紙を進上します  
 一、葛井判官大夫の米の事の文一紙〈すぐにお渡しください。〉  
 一、別当佐官の岡田の米の春き得た員の文一紙  
 一、お貸しする方広経一卷、〈そのまま本経の櫃にお入れ申し上げております〉右は、  
 道主の私所に十一日以降お借りしたいと思っております。  
 一、先日、佐官大夫（安都雄足）がおっしゃってこられていた氷魚ですが、とれなくて、  
 買って進上することができません。または、このほかのものを求めて進上しまし  
 ょうか。ご処置を請い申し上げます。おっしゃってよこして下さい。  
 一、院のあちこちにあるいろいろなものを、取り収めることができないので、今日、明  
 日の間は参上することが難しゅうございます。但し進上する仕丁等は、後日向かわ  
 せませす。お願いしたいことは大急ぎで仕丁と舍人を返しよこして下さい。  
 十二月八日辰時下道主

道主は石山寺の造営が終わったあとの残務整理に追われていて、ここ数日は参上することが困難であることを言っている。「参上苦侍」は「参上すること苦しく侍り」とよむ。この「苦」は請暇解（休暇願）に見られる「発足病、比来之間苦侍」「足出悪瘡之、辛苦侍」「今間患苦侍」のような、肉体的精神的な「苦」とは少し異なり、「困難である・難しい・～しがたい」の意味である<sup>注8)</sup>。

『日本国語大辞典』は「苦しい」の項の三に「物事をするのがむずかしい。困難である」として「落窪物語」の「脚の気起こりて装束することのくるしければなん」という例を挙げている<sup>9)</sup>。それより 200 年ほど古い例であるが、道主は、「参上すること」が「苦しく侍り」すなわち、「参上することが難しい」ということを、丁寧に表現したくて「参上苦侍」と書き表したのだと思われる。当時、道主は従八位上、上馬養は従八位下である。官位は道主の方が上であっても、同僚であり、礼儀として丁寧な待遇表現をしている。

## 2-5 請暇解の「侍」

請暇解には「苦しみ侍り」「十死一生に侍り」「母甚だ病の重きを侍り」などと読める謙讓語とみてよい例が多く見える<sup>注9)</sup>。

右、発足病、比来之間苦侍、 (続修 20 断簡 18 6/330~331)

右、足病<sup>おこ</sup>発り、このところ苦しんでおります、

右、以人君今月十一日、痢病臥而至今日、不得起居、若安必為参向、然司符随、淨衣筆直進上、今間十死一生侍、  
(続々修 43 ノ 5 断簡 (2) 裏 13/462~463)

右、人君は今月十一日に、痢病に臥して今日に至っております。(中略) 今はかろうじて一命を取り留めております。

右、以今月十四日死亡有、又母甚病重侍、 (続々修 24 ノ 7 断簡 5 16/384~385)

右、今月十四日を以て死亡しました、又母は甚だ重い病になっております。

右婦、従去月下旬癩侍、以今月十三日死去  
(続々修 39 ノ 1 断簡 3 (2) 裏 17/561~562)

右の婦は、前月下旬から重い病にかかっておりまして今月十三日に死去いたしました。

どれも謙讓表現とみてよいものである。

次の「依足病在」は「足病みたるに依りて」とも「足の病あるに依りて」とも訓むことが可能である。

田部国守解 申請暇日事  
合五箇日  
右、依足病在、為薬服、暇請如件、  
宝亀三年八月廿日(水通筆)「勘」「上真継」「大和水通」  
(続々修 39 ノ 4 断簡 8 (2) 裏 20/53~59)

「足の病ある」と訓むなら本来は「有足病」と書くべきであるが、このような語順の誤り、「在」と「有」の誤りは多々ある。例えば、

右為大人之男腫瘡病在治 宝亀二年二月七日(続々修 20-2 裏 17/607)  
右為大人之男瘡病有治 宝亀二年正月五日(続々修 20-2 裏 17/604)

これらはいずれも丸部大人が息子の病氣治療のため休暇を申請したものである。

「足の病<sup>やまい</sup>在る」を丁寧<sup>やまい</sup>に言うならば「足の病侍る」となるところである。

ほかに、次のような例もある。

依今日急事在 (17/599) 依私急事有 (22/415)  
有私家重患 (18/468) 病有家内 (22/589)

また、次の念林宅成の請暇解は「障あるに依りて」とあるだけだが、8月11日にも「右、依不堪身力」と言っている五日の暇を請うているので、この「障」は病のことだろう。若しこれを丁寧と言うなら「障り侍るに依りて」となるところであろう。

念林宅成解 申請暇事

合三日

右依在障 請如件

七月二十九日

(続々修 39ノ1 断簡 2裏 17/568)

これらに準えれば、例えば、

比来間重病受患障侍

(続修48断簡5 15/355)

は、「患障」を名詞に訓んで「患<sup>よ</sup>い障りがございます」とすることも、動詞に訓んで「患いさし障っております」とすることもできる。また

浄浜父、足出悪瘡之、辛苦侍

(続修別集6断簡8裏 16/323)

は、「辛苦」を名詞に訓んで「辛苦することがございます」とすることも、動詞に訓んで「辛苦しております」とすることもできるだろう。このように名詞に訓めば丁寧語、動詞に訓めば謙讓語ということになる。

### 3. 終わりに

正倉院文書は奈良時代の役人達が写経事業や造営事業を現場で担う中で日々書き残した書類がその大部分である。2-2の安都雄足は、天平20(748)年から造東大寺司舎人として經典の貸借の使いとして働いた記録がある(大日古10/277)<sup>注10)</sup>。天平勝宝2(750)年に少初位下、造東大寺司政所宛での文書に署名している(大日古11/366)。このときは、造東大寺司の下部組織である礎を造る所(造物所)の担当者として働いていたとされる<sup>注11)</sup>。天平勝宝6(754)年から越前国史生として赴任、天平宝字2(758)年、正八位上、造東大寺司主典となる。造東大寺司の下部組織である写経所、東塔所、法華寺阿弥陀浄土院、造石山寺所などの別当を兼任して、配下の上馬養と下道主を両腕として猛烈に働いたが官位は正八位上止まりであった。

2-3の安刀預参は、天平勝宝6(754)年に造東大寺司写経所の案主、同8(756)年に造東大寺司史生、少初位上、天平宝字2(758)年に正八位下となる。史生としてお経の貸し借りの使いや検納等の仕事をしている。天平宝字7(763)年に、伊賀山作所の別当をつとめた記録もある(大日古5/377)。天平神護2(766)年に造東大寺司主典、雙倉北雑物出用帳の宝亀3(772)年に造寺司から屏風を返納した記録のサインに主典正六位上とある(大日古4/197)。宝亀三年に少判官となった。

2-4の下道主は、河内国の人で天平12(740)年に18歳で皇后宮職舎人として出仕している。天平勝宝2(750)年に少初位上、写経生として働き、やがて、東大寺政所の事務仕事をするようになり、同4(754)年、法華寺阿弥陀浄土院造営、5年~6年は石山寺造営のため別当安都雄足のもと上馬養とともに案主として働く。同7(755)年に従七位下、延暦6(787)年に少判官正六位、65歳のこの記録が最後である<sup>注12)</sup>。

彼らは、体系的に学問を修めることに恵まれなかった人たちである。無位の舎人として出仕し、上司の仕事を見習い、教えられながら役人として必要な文書作成ができるようになったのである。漢文らしく書こうと思うが故にかえって語順を誤ることもよくある<sup>注13)</sup>。安都雄足の自筆の文書などは、大忙しの彼らしく、スピード感のある文字遣いで、てきぱきと矢継ぎ早に指示を出す彼の口調がそのまま聞こえるようである。漢文らしく書こうとしなが



らも、わかればよい、とばかりの勢いで日本語の語順で書き、転倒符を付けることも多い。しかし、そのおかげで彼の話し言葉が彷彿とすることもあるのである。

僧正美の、2-1で挙げた道主宛の手紙では、前半の挨拶は中国の書儀<sup>注14)</sup>にかなった形式を備えている。しかし、挨拶を述べたあとの本題、一つ書きからは、日常の日本語的な表現となる。正美も、僧ではあるが、学問ばかりしていたわけではなく、石山寺で、造石山寺所に貸した米が返納されてくれば検納し、斧を借りたり秤を借りたり、様々な雑用をこなしている。

彼らが文書を書くとき、特に、読み手に対して丁寧に表現したいと意識したとき、漢文で書くことを志向していながら、そこでつい日本語の丁寧語が文字となって書かれてしまうのである。漢文としては不適切であるから、できる限り漢文で書くことを志向している以上、そのような例は多くはないはずである。にもかかわらず、これだけ例が出てくるということは、彼らがすでに丁寧語を使っていたことを証するに十分だと考える。

## 注釈

注1) 石坂氏は、『日本書紀』古訓の「はべり」や正倉院文書の「今間十死一生侍」（大日古13/462）、「如此患侍」（大日古4/416）、「東西患侍」（大日古5/242）、「少怠息侍」（大日古5/242）の例を挙げ、いずれも支配者に対する被支配者の待遇表現であるとしている<sup>6)</sup>。

注2) 正倉院古文書は、宮内庁正倉院事務所の正倉院宝物検索<sup>7)</sup>、および東京大学史料編纂所正倉院文書マルチ支援データベース<sup>8)</sup>・奈良時代古文書フルテキストデータベース（『大日本古文書』（編年））<sup>9)</sup>で参照した。

注3) ここであげた用例の『竹取物語』については、森野宗明氏<sup>1)</sup>が、『古今和歌集』については春日和夫氏<sup>10)</sup>が丁寧語としてあげている。

注4) 先に引用した石坂氏<sup>6)</sup>や森野氏<sup>1)</sup>の研究のほか、奥村恒哉氏の「古今集の詞書の考察：書式及び「はべり」の使用に関する諸問題」<sup>11)</sup>、や春日和男氏の「敬語の変遷(1)」<sup>10)</sup>、布山清吉氏の『「侍り」の国語学的研究』<sup>12)</sup>、田所寛行氏の「古今和歌集詞書に見る丁寧語「侍り」」<sup>13)</sup>、森山由紀子氏の「日本語における対者敬語の成立：「古今集」詞書にみるハベリ」文法化の過程」<sup>14)</sup>、などがある。

注5) 手紙引用の一例とは、「藤原敏行朝臣のなりひらの朝臣の家なりける女をあひしりてふみつかはせりけることはに、いままうてく、あめのふりけるをなむ見わつらひ侍るといへりけるをききて、かの女にかはりてよめりける」（『古今和歌集』巻14-705番詞書）である。この例は、男が女に宛てた手紙を、詞書が引用したもので、同じ話が『伊勢物語』（第107段）にもあり、そこでも同様に「侍り」が用いられている。『伊勢物語』の他の1例とは、「月日経ておこせたる文に、『あさましく、対面せで月日の経にけること。忘れやし給ひけむと、いたく思ひわびてなむ侍。世の中の人の心は、目かけるれば忘れぬべき物にこそあめれ』といへりければ、よみてやる」（第46段）である。この例は、男が旧友に宛てて出した手紙の文中の言葉である。森山氏は、これら2例の「ハベリ」は、いずれも「人の存在」の意味範疇におさまるが、手紙の読み手である「女」や「旧友」に向けられた「ハベリ」であって支配者に向けられたものではないとしている<sup>3)</sup>。

注6) 田中大介氏は、道守は上馬養のこととしており<sup>15)</sup>、著者もそれにならった。

注7) 原文は「抑」だが、中川ゆかり氏が『正倉院文書からたどる言葉の世界（一）』において道主本人の書き誤りだと指摘している<sup>16)</sup>。

注8) 同様のことを、中川ゆかり氏が『正倉院文書からたどる言葉の世界（一）』において指摘している<sup>17)</sup>。

注9) 正倉院文書の中に休暇願・欠勤願がある。桑原祐子氏がこれらを請暇解・不参解と名付け、すべてについて『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不参解編（一）』<sup>18)</sup>、『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不参解編（二）』<sup>19)</sup>において注釈している。

注 10) 『大日本古文書』は、東京大学史料編纂所正倉院文書マルチ支援データベースおよび東京大学史料編纂所奈良時代古文書フルテキストデータベースを参照した。

注 11) 山下有美氏は、「安都雄足 : その実像に迫る試み」において「礎」を造る「所」とは「造物所」であるとしている<sup>20)</sup>。安都雄足については、山下氏<sup>21)</sup>の他、鬼頭清明氏<sup>22)</sup>も詳述している。

注 12) 道主については、野村忠夫氏の『律令官人制の研究』<sup>23)</sup>が検討している。

注 13) 中川ゆかり氏は「奈良時代、下級官人が文章を書く時(下) 風土記中の引用の「者」と、語順の不要な倒置をめぐって」<sup>24)</sup>において「漢文らしさを求めるがゆえの誤り」として、『常陸国風土記』から反転して書くものという思い込みによる「居穴」「流東」「流南」などの誤りや『正倉院文書』から、前置詞の「以」との混同による「以加」、「ごと」と読む「毎〜」からの類推による「別〜」などの誤りを挙げている。

注 14) 書儀とは、公文書・手紙の書式のこと。中国で形式化されたものが日本にも伝わった。特に正倉院文書中のことについては、丸山裕美子氏「書儀の受容について：正倉院文書にみる「書儀の世界」」<sup>25)</sup>に詳しい。

### 引用・参考文献

- 1) 森野宗明：「古代の敬語 II」、『敬語史(講座国語史 5)』,大修館書店, pp.152-153 (1971)
- 2) 森山由紀子：「『古今和歌集』詞書の「ハベリ」の解釈：被支配待遇と丁寧語の境界をめぐって」,『日本語の研究』, 6 (2), pp.62-73 (2010)
- 3) 2) と同書, p.71
- 4) 丸山裕美子：「書儀の受容について：正倉院文書にみる「書儀の世界」」,『正倉院文書研究 4』, 吉川弘文館, pp.137-145 (1996)
- 5) 日本大辞典刊行会編：『日本国語大辞典』, 小学館, p.655 (1973)
- 6) 石坂正蔵：『敬語史論考』, 大八洲出版, pp.313-317 (1944)
- 7) 宮内庁：「正倉院宝物検索」, <https://shosoin.kunaicho.go.jp/search/> (2021.10.30)
- 8) 東京大学資料編纂所：「正倉院マルチ支援データベース」, <http://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller> (2021.10.30)
- 9) 東京大学資料編纂所：「奈良時代古文書フルテキストデータベース」, <https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller> (2021.10.30)
- 10) 春日和男：「敬語の変遷(1)」,『敬語(岩波講座日本語 4)』, 岩波書店, pp.97-134 (1977)
- 11) 奥村恒哉：「古今集の詞書の考察：書式及び「はべり」の使用に関する諸問題」,『国語国文』, 26 (4), pp. 207-217 (1957)
- 12) 布山清吉：『「侍り」の国語学的研究』, 桜楓社 (1982)
- 13) 田所寛行：「古今和歌集詞書に見る丁寧語「侍り」」,『茨城キリスト教大学紀要』 29, pp.9-24 (1995)
- 14) 森山由紀子：「日本語における対者敬語の成立：『古今和歌集』詞書にみる「ハベリ」文法化の過程」,『語用論研究』, 8, pp.93-107 (2006)
- 15) 田中大介：「写経所文書に現れる道守」について：古代人名論への視座として」,『続日本紀研究』, 339, pp.1-18 (2002)
- 16) 桑原祐子, 中川ゆかり編：『正倉院文書からたどる言葉の世界 1 (正倉院文書訓読による古代言語生活の解明, 研究成果報告書 3)』, pp.30-31 (2010)
- 17) 16) と同書, p.22, p.33
- 18) 奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点編：『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不参解編 1 (奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム報告集 4)』, 奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点 (2005)
- 19) 奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点編：『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不参解編 2 (奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム報

- 告集 9』，奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点（2007）
- 20) 山下有美：「安都雄足：その実像に迫る試み」，『平城京の落日（古代人物 3）』，清文堂，pp.370-371（2005）
- 21) 20) と同書，pp.369-393
- 22) 鬼頭清明『日本古代都市論序説』，法政大学出版局，pp.152-176（1977）
- 23) 野村忠夫：「第一節 諸階層出身官人の検討」，『律令官人制の研究』，吉川弘文館，pp.403-406（1967）
- 24) 中川ゆかり：「奈良時代、下級官人が文章を書く時（下）風土記中の引用の「者」と、語順の不要な倒置をめぐって」，『美夫君志』，85，pp.1-13（2013）
- 25) 4) と同書，pp.125-155（1996）

